

歯科医師臨床研修推進検討会（第7回） 議事次第

平成21年8月4日(火)

14時00分～16時00分

厚生労働省仮設第2会議室

- 開 会
- 議 事
 - 1 臨床研修施設の群方式推進について
 - 2 臨床研修施設のグループ化による群方式の推進について
- その他
- 閉 会

【資料一覧】

- 資料1 臨床研修施設群方式の推進への課題と論点（案）
- 資料2 臨床研修施設のグループ化による群方式推進
第8回作業委員会（平成21年7月8日）とりまとめ案
- 別添1 臨床研修施設の指定要件（案）
- 参考1 臨床研修施設グループでのローテーション例
- 参考2 歯科医師臨床研修推進検討会における検討の方向性

平成 21 年 8 月 4 日

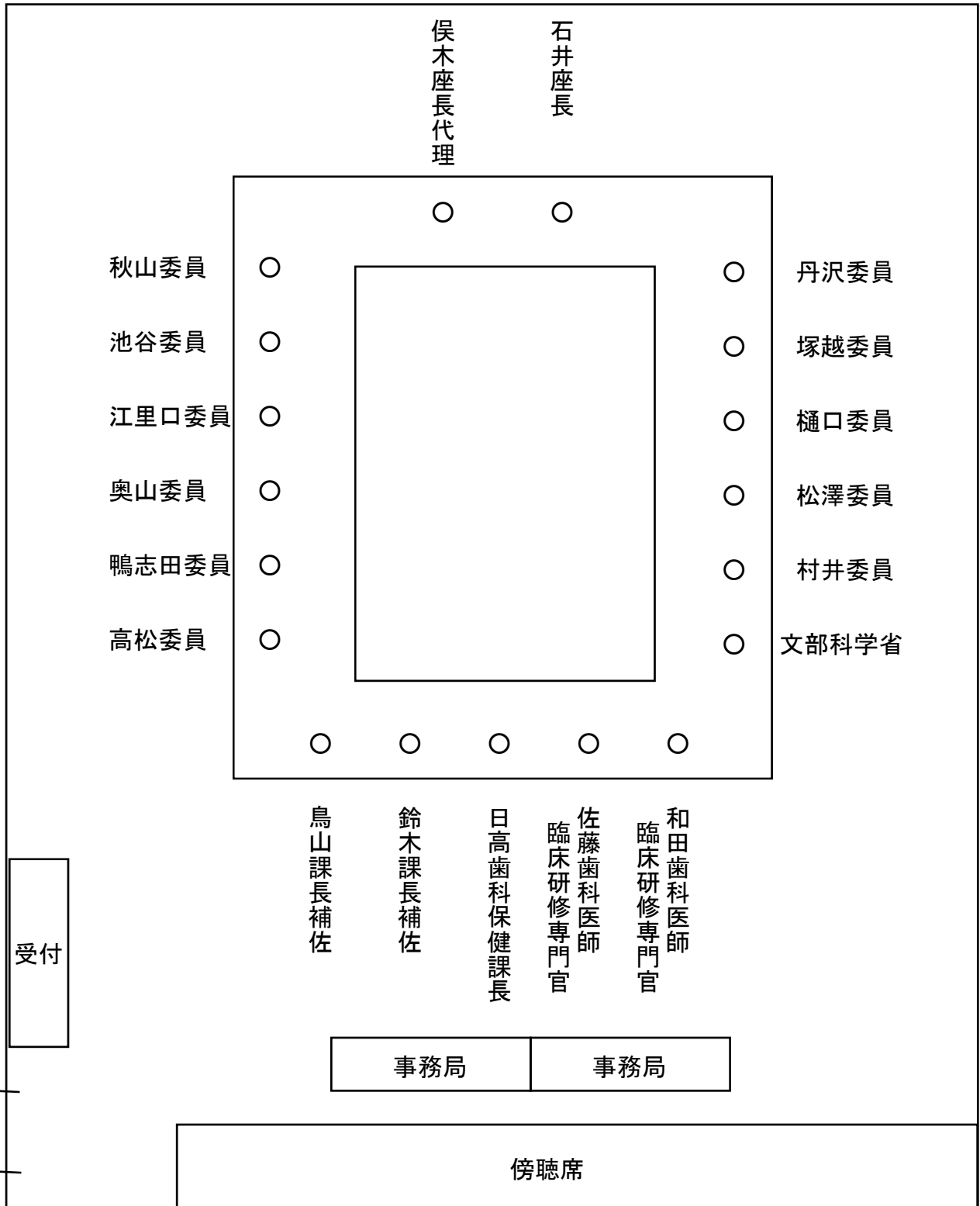
歯科医師臨床研修推進検討会 委員名簿

- 秋山 仁志 日本歯科大学附属病院 総合診療科教授
- 池谷 恭子 亀田総合病院歯科センター・センター長補佐
- 石井 拓男 東京歯科大学千葉病院長
- 江里口 彰 社団法人 日本歯科医師会常務理事
- 奥山 秀樹 社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会 歯科保健部会副会長
- 鴨志田義功 医療法人 社団健功会 鴨志田歯科医院 院長
- 高松 和広 医療法人 顎歯会デンタルケア高松歯科 院長
- 丹沢 秀樹 千葉大学医学部附属病院 歯科・顎・口腔外科科長・教授
- 塚越 完子 東京都立墨東病院 歯科口腔外科部長
- 樋口 勝規 九州大学病院 副病院長
- 俣木 志朗 東京医科歯科大学歯学部附属病院 副病院長
- 松澤 広高 医療法人財団 東京勤労者医療会代々木歯科 所長
- 村井 雅彦 社団法人 愛知県歯科医師会 常務理事

(五十音順／○座長)

歯科医師臨床研修推進検討会(第7回)座席表

平成21年8月4日(水)
14:00~16:00(予定)
厚生労働省仮設第2会議室



臨床研修群方式の推進への課題と論点（案）

各課題（枠内）は歯科医師臨床研修推進検討会報告書（平成 20 年 12 月 22 日）および医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書（平成 21 年 2 月 2 日）による

課題 1

現在、歯科医業は歯科診療所を中心として行われていること、また全身管理に関連した歯科医業は病院歯科で多く行われていることから、今後の臨床研修制度を充実するためには、歯科診療所及び病院歯科（以下、「歯科診療所等」という。）をより活用した方策を検討すべきである。

- ・歯科診療所での研修期間が長い研修プログラムを増やすよう、提言してはどうか。
- ・歯科診療所が主体的に臨床研修に参加できるよう、管理型臨床研修施設として申請しやすい環境（手続きの簡素化など）を整備してはどうか。

募集定員の地域偏在と研修医の流れ

（平成 18 年度、平田ら、厚生労働科学特別研究事業、一部改変）

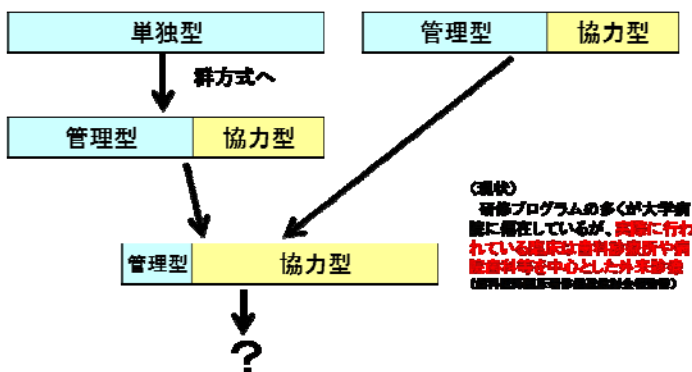
	プログラム別 募集定員	プログラム別 在籍者数	平均 在籍者数	
歯学部が所在する 都道府県	3,559	2,463	2,339	管理型と異なる都道府県 にある協力型施設に 研修歯科医が流れている
その他の都道府県	268	193	295	

歯学部のない都道府県での研修を
希望する研修歯科医がいるが、定員が少ない

群方式の推進 1

協力型での臨床研修の割合を多くする

研修プログラム内容を、外来診療中心に移行

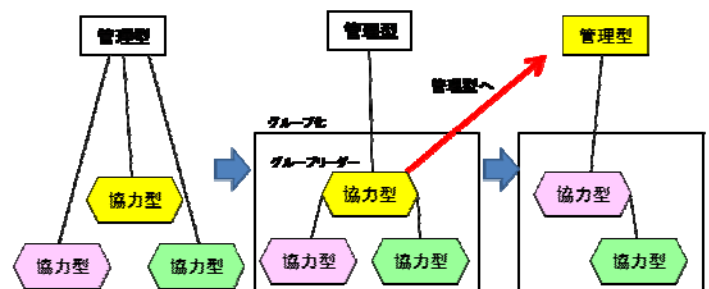


群方式の推進 2

管理型施設を増やす

研修プログラムの偏在解消

（現状）
研修プログラムの多くが大学病
院に存在しているが、実際に行わ
れている臨床は歯科診療所や病
院歯科等を中心とした外来診療
（歯科医師臨床研修推進検討会報告書）

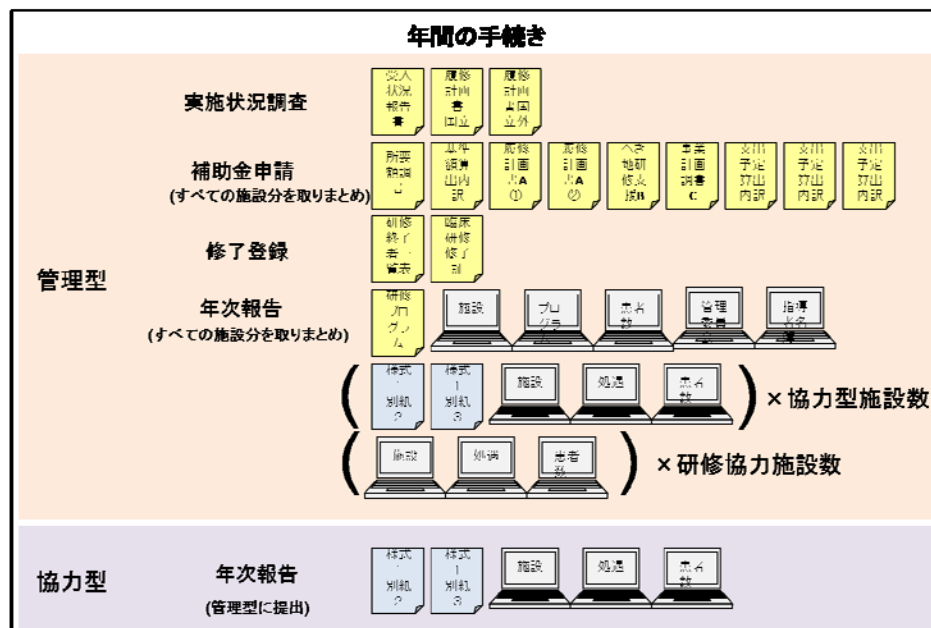
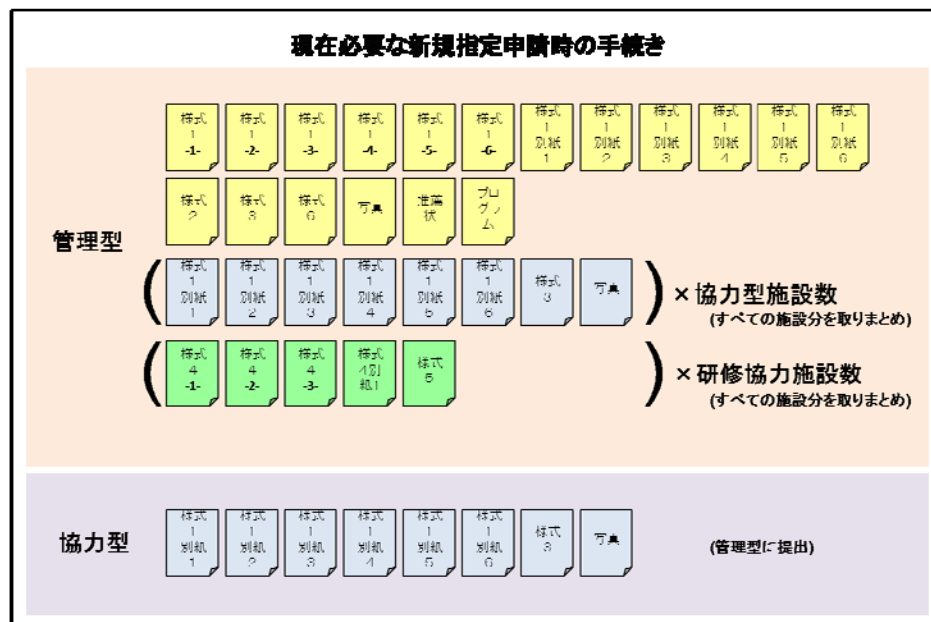


課題 2

群方式の円滑な推進に係る手続き

…現在、群方式における管理型施設が行わなくてはならない事務手続き（年次報告、施設群の構成の変更等）には、煩雑な面が少なからずあることが指摘されている。従って、群方式の円滑な推進を図る観点からも、事務手続きに関する負担軽減を図ることが必要である。

- ・ 臨床研修施設の指定に必要とされる申請様式を簡素化してはどうか。
- ・ 過大な負担となっている管理型臨床研修施設の事務処理を、外部に委託できるようにしてはどうか。



課題 3

新たな臨床研修施設の研修指導體制

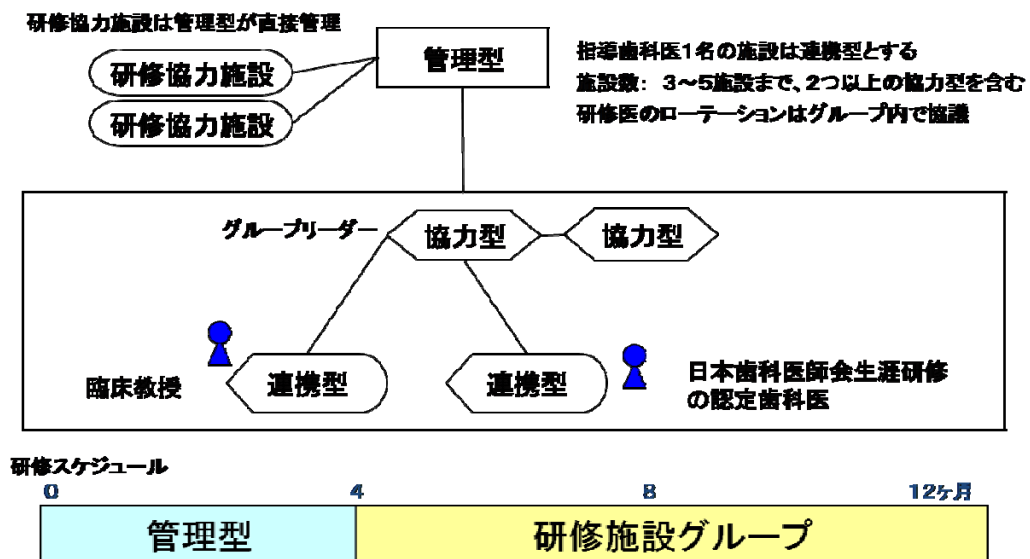
- 新たな臨床研修施設の研修指導體制の構築にあたっては、現行では厚生労働大臣の指定を要さない研修協力施設が活用される可能性が高いことから、研修協力施設に関する新たな基準を設けることが必要である。

新たな臨床研修施設の研修指導體制

…群方式を推進していく方策としては、新たな臨床研修施設の研修指導體制の導入を図る必要がある。すなわち、現行では、協力型施設及び研修協力施設とともに管理型施設と1対1で直接的に連携する形態で位置づけられており、協力型施設間、研修協力施設間、協力型施設と研修協力施設間の連携は、管理型施設を経由して行われている今後、管理型施設、協力型施設及び研修協力施設を有機的に連携させた新たな臨床研修施設の研修指導體制（以下、「グループ化」）の導入を図ることで、歯科診療所を中心として行われている歯科医業の現状に即した臨床研修施設の研修指導體制を構築することが可能となり、臨床研修の充実に繋がるものと考えられる。

- ・ 専門性の高い診療所を新たに臨床研修施設に位置づけることにより、臨床研修を推進するべきではないか。
- ・ 特色ある研修プログラムのため、新たな臨床研修施設（連携型臨床研修施設）を位置づけてはどうか。
- ・ 新たな臨床研修施設と既存の臨床研修施設が連携してグループをつくってはどうか

作業委員会によるグループ化案



課題4

到達目標の見直し

…今後は、臨床研修施設等におけるこれまでの研修実績を踏まえ、また研修歯科医の視点からのフィードバックも考慮し、関係者により継続した検討を行っていく必要がある。特に、近年の高齢社会の現状等を鑑みると、何らかの全身的な疾患を有する患者が増加しており、これらの患者に対応できるようにコース・ユニットを含む到達目標の見直し等も含めて、在宅歯科医療、病院歯科や保健所等を活用した地域医療・地域歯科保健活動の研修や全身管理の修得等に関する新たな方策の検討が必要である。

- ・ 地域保健・医療の実施や、病診連携の実践ができる研修環境（例えば歯科医療機関の連携の充実など）を整備してはどうか。
- ・ 研修協力施設（特に病院、診療所、介護福祉施設等）の効果的な活用方法を取り入れてはどうか。
- ・ 研修協力施設での研修スケジュールを、弾力的に運用（例えば週1～2日程度）すべきではないか。
- ・ 臨床研修施設群方式にふさわしいコースユニットおよび到達目標に見直すべきではないか。

研修協力施設の内訳

(平成21年)

種別	施設数
歯大	8
歯科診療所	130
医大	8
病院	84
医院	12
保健所	59
保健センター	27
福祉施設(老人)	22
福祉施設(その他)	7
会社	5
その他	37

研修協力施設は地域保健・医療の実施、病診連携の実践の場として活用できる

特別な研修協力施設の例

(平成21年)

- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 知的障害者デイサービス
- ・ 授産施設
- ・ 血液センター
- ・ SP(模擬患者)研究会

特色ある研修プログラムが立案できる。

現行制度での研修プログラム例

管理型および協力型での研修期間が連続した3ヶ月以上と決められているため
研修協力施設での研修期間も連続した期間になる



課題 5

指定基準を満たさなくなった場合の対応

…歯科診療所等における指定基準が、各年度での歯科医師の異動等によって満たさなくなる事例が多く見受けられる。これらの事例の中には、一時的に要件を満たさなくなったものも含まれており、各臨床研修施設において求人・雇用に苦慮している現状を鑑みると、一定条件のもと、当該臨床研修施設の指定を継続できるようにすることが必要である。

- ・やむを得ない事情がある場合においては、臨床研修施設の指定に関する特例的な措置（例えば休止の扱いとすること等）を、新たに設けてはどうか。
- ・特例的な措置を行う期間における研修歯科医の異動については、研修管理委員会が研修の継続性を担保した上で認めるなどの運用をしてはどうか。

課題 6

臨床研修施設の指定基準の見直し

…おおむね常に勤務する歯科医師と同数の歯科衛生士数を必要とする要件に関しては、現在の歯科衛生士の就業状況等を踏まえると、特に見直す必要がある。例えば、研修歯科医が適切なチーム医療に関する研修を行える程度の歯科衛生士数、すなわち当該臨床研修施設で同時に受け入れている研修歯科医と同数以上が確保されていることを要件とすれば、実態に配慮した指定基準となる。

- ・歯科衛生士の雇用が困難である実態に配慮するものの、適切なチーム医療について研修を行うことも必要であることから、常に勤務する歯科衛生士の数を、研修歯科医と同数以上としてはどうか。

指定辞退の主な理由（平成 20 年）

- ・常勤歯科医師の不足
- ・指導歯科医の不在
- ・施設の都合
- ・歯科衛生士の不足
- ・移 転

課題 7

協力型臨床研修施設への対応

…当該協力型施設の受け入れ限度を超えて、多数の管理型施設に対して並行申請を行っている場合があり、連携する当該施設群の研修プログラムの遂行にあたり、不適切な事例が見受けられる。

今後は、管理型施設が多数の並行申請を行っている協力型施設と共同して臨床研修を行う場合、当該協力型施設の具体的な受け入れ予定（受け入れ時期、研修歯科医数等）を明示させ、これを踏まえて研修プログラムを策定する必要がある。さらには、並行申請に関する臨床研修施設の指定基準に関する新たな要件等が必要である。

- ・並行申請できるプログラム数を一定数（たとえば5プログラム程度）以下に限定してはどうか。
- ・協力型臨床研修施設は、並行申請の状況と研修歯科医の受け入れ予定について、研修管理委員会に報告することとしてはどうか。

協力型施設の並行申請状況 (H21年、並行申請したプログラム数)

順位	並行申請	施設名称
1	20	A 歯科
2	10	B 歯科医院
3	8	C 歯科クリニック
3	8	D 歯科医院
5	7	E 歯科医院
5	7	F 歯科
5	7	G 歯科
5	7	H デンタルクリニック
5	7	I 歯科クリニック
5	7	J 歯科医院
5	7	K 歯科クリニック
5	7	L 歯科医院
5	7	M 歯科医院

並行申請数	施設数
2	354
3	93
4	30
5	30
6	9
7	9
8	2
9	0
10以上	2

2. 臨床研修施設のグループ化による群方式の推進

第 8 回作業委員会（平成 21 年 7 月 8 日）とりまとめ案

1) 目的

指導歯科医の専門性あるいは独自性を活かしたプログラムなど、臨床研修施設の特徴を活かした多様な研修プログラムの立案を可能にする。

2) グループの定義

一定数の協力型臨床研修施設（以下、「協力型」）および連携型臨床研修施設（仮）が、先の目的のため連携した群を成すこと。

3) 連携型臨床研修施設(仮称)

臨床研修施設のうち、協力型臨床研修施設を補完して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であり、当該臨床研修の実施を補助するものをいうものであること。なお、連携型臨床研修施設としては、常勤の歯科医師が 1 名以上の歯科診療所または病院が考えられること。

<指定要件>

- ・常勤の歯科医師は 1 名以上。指導歯科医は必須。
- ・常に勤務する歯科衛生士が 1 名以上。
- ・研修実施責任者は、常勤の指導歯科医であり次のような要件を備えること。
例) 日本歯科医師会生涯研修認定者、臨床教授等、適切な指導力を持つこと。
さらに、同一グループ内の協力型からの推薦があること。
- ・研修歯科医の同時受入定員は常勤の歯科医師と同数まで。
- ・複数プログラムへの並行申請不可
- ・〇〇日以上研修を行う。

4) グループの構成

- ・協力型および連携型がグループを構成（研修協力施設は含まれない）。
- ・グループ内の施設数は最小 3、最大 5 施設まで（協力型は 2 以上）。
- ・グループ内の協力型の一つがグループを代表する施設となる（グループリーダー）。
- ・施設間の距離が大きく離れないこと。

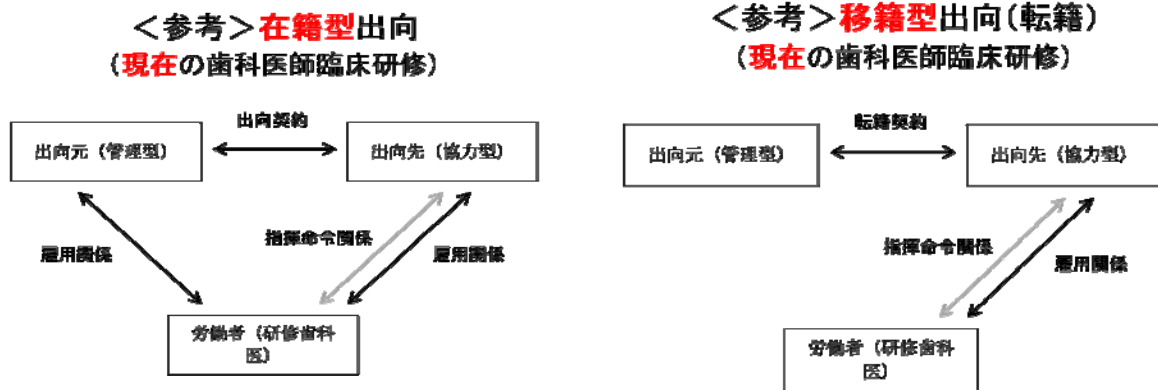
5) プログラムとグループとの関係

- ・グループリーダーがグループ内のローテーションを作成し、プログラム責任者、または研修管理委員会と協議する。
- ・研修歯科医は原則としてグループ内すべての施設で研修し、プログラム責任者が研修歯科医の所在を管理する。
- ・プログラム責任者は、プログラム申請に当たり、同一プログラムに複数グループを含めてもよい。
- ・プログラムは 1 管理型 + 1 グループの構成とする？

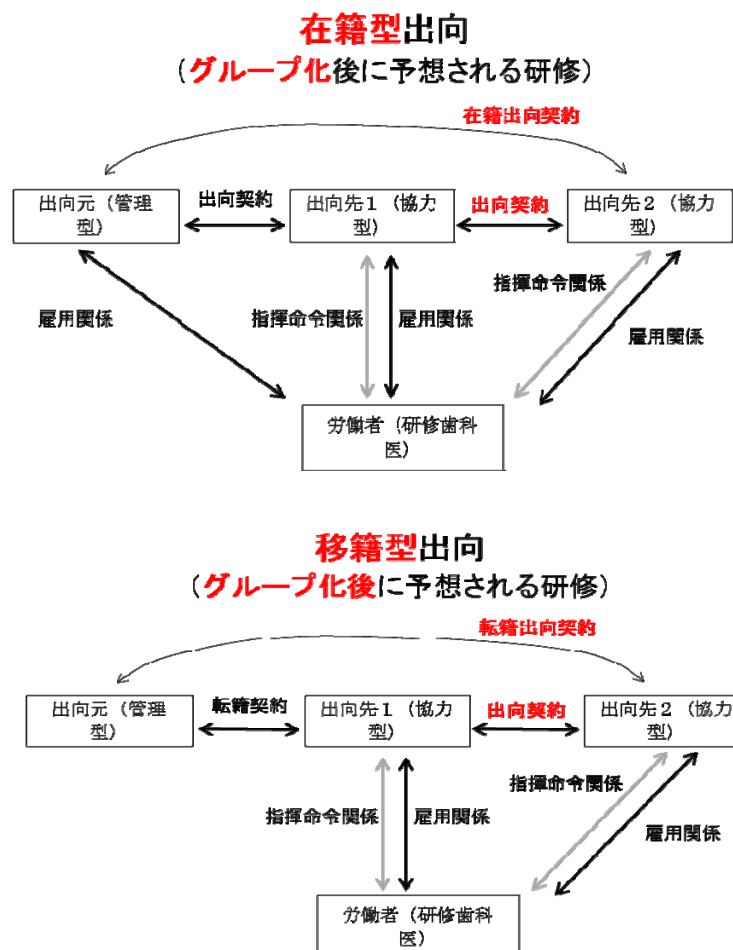
6) 雇用関係

グループ化の成案を受け、雇用関係について改めて整理する

○ 現在の臨床研修制度



○ グループ化後に予想される雇用関係



臨床研修施設の施設要件(案)

		単独型	管理型	協力型	連携型(案)	研修協力施設
指定	指定施設	指定施設	指定施設	指定施設	指定施設(簡略型申請様式?)	—
人員	常勤の指導歯科医	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上	—
	指導歯科医の資格	(1) 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会を受講。都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましい。 (2) 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会を受講。	(1) 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会を受講。都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましい。 (2) 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会を受講。	(1) 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会を受講。都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましい。 (2) 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会を受講。	(1) 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会を受講。都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましい。 (2) 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会を受講。	—
	常に勤務する歯科医	3名以上	2名以上	2名以上	1名以上	—
	歯科衛生士・看護師	常勤換算で、常に勤務する歯科医師と概ね同数(歯科衛生士の配置:必須)	常勤換算で、常に勤務する歯科医師と概ね同数(歯科衛生士の配置:必須)	常勤換算で、常に勤務する歯科医師と概ね同数(歯科衛生士の配置:必須)	歯科衛生士1名以上	—
	研修管理委員会の設置	要	要	—	—	—
	プログラム責任者の配置	要	要	—	—	—
	プログラム責任者の受け持つ研修歯科医	プログラム責任者あたり20名まで	プログラム責任者あたり20名まで	—	—	—
	研修実施責任者	—	—	配置すること	配置すること。常勤の指導歯科医であり、例えば日本歯科医師会生涯研修認定者、臨床教授であり、同一グループ内の協力型からの推薦があること。	配置すること
施設	研修プログラムの期間	原則1年	連続した3ヶ月以上	連続した3ヶ月以上	グループとして連続した3ヶ月以上	合計1ヶ月以内
	入院症例	研修が実施できること	研修が実施できること	—	—	—
	実績(病床を有さない診療所)	2年以上連続して臨床研修の実績があること	2年以上連続して臨床研修の実績があること	—	—	—

グループ内のローテーション例

(協力型2施設、連携型2施設、研修歯科医8名受け入れ)

1. 施設側から見た研修歯科医の受け入れ状況

AからHまでのアルファベットは研修医を示す

施設名		定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理型			A~H											
グループ	協力型Ⅰ	4					C, D, E, F			A, B, G, H				
	協力型Ⅱ	4					A, B, G, H			C, D, E, F				
	連携型Ⅲ	1					E, F, G, H			A, B, C, D				
	連携型Ⅳ	1					A, B, C, D			E, F, G, H				
研修協力施設						A~H								

2. 研修歯科医のローテーション

研修医名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A	管理型			研修協力		協力型Ⅱ + 連携型Ⅳ				協力型Ⅰ + 連携型Ⅲ			
	管理型				研修協力		協力型Ⅱ + 連携型Ⅳ				協力型Ⅰ + 連携型Ⅲ		
B	管理型			研修協力			協力型Ⅱ + 連携型Ⅳ				協力型Ⅰ + 連携型Ⅲ		
	管理型				研修協力		協力型Ⅱ + 連携型Ⅳ				協力型Ⅰ + 連携型Ⅲ		
C	管理型			研修協力			協力型Ⅰ + 連携型Ⅳ				協力型Ⅱ + 連携型Ⅲ		
	管理型				研修協力		協力型Ⅰ + 連携型Ⅳ				協力型Ⅱ + 連携型Ⅲ		
D	管理型			研修協力			協力型Ⅰ + 連携型Ⅳ				協力型Ⅱ + 連携型Ⅲ		
	管理型				研修協力		協力型Ⅰ + 連携型Ⅳ				協力型Ⅱ + 連携型Ⅲ		
E	管理型			研修協力			協力型Ⅰ + 連携型Ⅲ				協力型Ⅱ + 連携型Ⅳ		
	管理型				研修協力		協力型Ⅰ + 連携型Ⅲ				協力型Ⅱ + 連携型Ⅳ		
F	管理型			研修協力			協力型Ⅰ + 連携型Ⅲ				協力型Ⅱ + 連携型Ⅳ		
	管理型				研修協力		協力型Ⅰ + 連携型Ⅲ				協力型Ⅱ + 連携型Ⅳ		
G	管理型			研修協力			協力型Ⅱ + 連携型Ⅲ				協力型Ⅰ + 連携型Ⅳ		
	管理型				研修協力		協力型Ⅱ + 連携型Ⅲ				協力型Ⅰ + 連携型Ⅳ		
H	管理型			研修協力			協力型Ⅱ + 連携型Ⅲ				協力型Ⅰ + 連携型Ⅳ		
	管理型				研修協力		協力型Ⅱ + 連携型Ⅲ				協力型Ⅰ + 連携型Ⅳ		

歯科医師臨床研修推進検討会における検討の方向性

- * 1 下記項目・内容は検討会報告書または部会意見書抜粋
- * 2 **太字ゴシック**は本検討会で優先的に検討を行う項目

1 臨床研修施設群方式の推進

(1) 新たな臨床研修施設の研修指導體制

…群方式を推進していく方策としては、新たな臨床研修施設の研修指導體制の導入を図る必要がある。すなわち、現行では、協力型施設及び研修協力施設はともに管理型施設と 1 対 1 で直接的に連携する形態で位置づけられており、協力型施設間、研修協力施設間、協力型施設と研修協力施設間の連携は、管理型施設を経由して行われている

今後、管理型施設、協力型施設及び研修協力施設を有機的に連携させた新たな臨床研修施設の研修指導體制（以下、「グループ化」）の導入を図ることで、歯科診療所を中心として行われている歯科医業の現状に即した臨床研修施設の研修指導體制を構築することが可能となり、臨床研修の充実に繋がるものと考えられる。

(2) 臨床研修施設の指定基準の見直し

…おおむね常に勤務する歯科医師と同数の歯科衛生士数を必要とする要件に関しては、現在の歯科衛生士の就業状況等を踏まえると、特に見直す必要がある。例えば、研修歯科医が適切なチーム医療に関する研修を行える程度の歯科衛生士数、すなわち当該臨床研修施設で同時に受け入れている研修歯科医と同数以上が確保されていることを要件とすれば、実態に配慮した指定基準となる。

(3) 到達目標の見直し

…今後は、臨床研修施設等におけるこれまでの研修実績を踏まえ、また研修歯科医の視点からのフィードバックも考慮し、関係者により継続した検討を行っていく必要がある。特に、近年の高齢社会の現状等を鑑みると、何らかの全身的な疾患を有する患者が増加しており、これらの患者に対応できるようにコース・ユニットを含む到達目標の見直し等も含めて、在宅歯科医療、病院歯科や保健所等を活用した地域医療・地域歯科保健活動の研修や全身管理の修得等に関する新たな方策の検討が必要である。

(4) 指定基準を満たさなくなった場合の対応

…歯科診療所等における指定基準が、各年度での歯科医師の異動等によって満たさなくなる事例が多く見受けられる。これらの事例の中には、一時的に要件を満たさなくなったものも含まれており、各臨床研修施設において求人・

雇用に苦慮している現状を鑑みると、一定条件のもと、当該臨床研修施設の指定を継続できるようにすることが必要である。

(5) 群方式の円滑な推進に係る手続き

…現在、群方式における管理型施設が行わなくてはならない事務手続き（年次報告、施設群の構成の変更等）には、煩雑な面が少なからずあることが指摘されている。従って、群方式の円滑な推進を図る観点からも、事務手続きに関する負担軽減を図ることが必要である。

2 研修管理委員会の役割

(1) 研修管理委員会の運用

…現行の研修管理委員会の下に少人数による実質的な検討を行える場を設けることが可能となるようにするとともに、研修管理委員会の構成、開催状況等に関して見直しが必要である。

…現状ではメンタルヘルスに関する事例に対応が可能なプログラム責任者や指導歯科医は限られていると考えられる。従って、今後は当該臨床研修施設等において、研修指導者側としてのメンタルヘルスに関する知識、対処法等に関する資質向上策を強化していく必要がある。

(2) 協力型臨床研修施設への対応

…募集定員や研修スケジュールに対して、必要な数以上の協力型施設と連携して臨床研修を行っている群方式の研修プログラムが一部に見受けられることが指摘されている。(中略) 病床を有さない歯科診療所が管理型施設として指定を受ける場合、原則として 2 年以上の連続した臨床研修の実績が必要であることから、管理型施設と共同して臨床研修を行う協力型施設の適当数の要件等を、継続して検討していく必要がある。

…当該協力型施設の受け入れ限度を超えて、多数の管理型施設に対して並行申請を行っている場合があり、連携する当該施設群の研修プログラムの遂行にあたり、不適切な事例が見受けられる。

今後は、管理型施設が多数の並行申請を行っている協力型施設と共同して臨床研修を行う場合、当該協力型施設の具体的な受け入れ予定（受け入れ時期、研修歯科医数等）を明示させ、これを踏まえて研修プログラムを策定する必要がある。さらには、並行申請に関する臨床研修施設の指定基準に関する新たな要件等が必要である。

3 歯科医師臨床研修に係る評価等

(1) 施設側に起因する中断・未修了の取り扱い

…臨床研修の中断事例や未修了事例を分析すると、研修歯科医側に起因する事例（研修歯科医のメンタルヘルス、傷病、妊娠、出産等）のみではなく、臨床研修施設側に起因する事例（研修歯科医に対するハラスメント等）も認められる。

今後、臨床研修施設側に起因する臨床研修の中断事例や未修了事例への対応策については、さらに検討が必要である。

(2) 双方向性評価の導入の検討

…臨床研修をより充実させるためには、研修歯科医の評価のみならず、指導歯科医側や臨床研修施設側の評価も非常に重要である。そのため、当該研修プログラムに係る関係者（研修歯科医、指導歯科医、歯科衛生士、患者等）の間において双方向的に評価・フィードバックが行える体制の構築が必要であると思われる。

4 その他

(1) 研修制度の周知

…生涯研修の第一歩である臨床研修について議論する場として、歯学生や歯科医療事務職員等を含めた臨床研修制度に関わる様々な分野から参画できるような歯科医師臨床研修協議会（仮称）を立ち上げ、定期的に発表・討議を行うことが望ましい。

(2) 指導歯科医の資質向上

…指導歯科医の資質向上及び標準的な研修指導体制の確保の観点から、大学附属病院の指導歯科医においても、病院長が指導歯科医として認める要件に指導歯科医講習会の受講を必須とすることが望ましい。

さらには、指導歯科医（プログラム責任者を含む）の資格要件については、更新を含め、そのあり方に関して、今後継続した検討が必要である。

(3) マッチングプログラムの見直し、欠員補充の方策

…歯科マッチングがより効率的に機能するために、歯科マッチングの段階的実施、発表時期を遅らせる、少数定員の臨床研修施設等の場合は一定要件下で欠員補充できる方策を講じる等、歯科マッチング運用において早急に対応が必要である。